

答 申

第1 当審査会の結論

本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和元年7月5日付けで、岐阜市（以下「市」という。）に対し、知りたい内容を次のとおりとし、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
 - (1) 令和元年度岐阜市上下水道事業部独自単価表（決定単価）（スクラップ等処分費単価含む）
 - (2) 令和元年度岐阜市独自単価表（決定単価）
 - ・道路維持課・道路建設課・河川課・公園整備課・歴史まちづくり課
 - (3) 下記工事の金入り設計書一式（図面・数量計算書不要）
 - ア 中道北ほか配水管布設替工事
 - イ 大学北2丁目ほか配水管布設替工事
 - ウ 千代田町1丁目ほか配水管布設替工事
- 2 岐阜市長及び岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）は、本件公開請求について、次の表に記載する一部公開決定（以下「本件各処分」という。）をし、令和元年7月19日付けで、審査請求人に対し、これらを通知した。

処分の種類	対象公文書名	公開しない部分
令和元年7月19日付け岐阜市基建第67号	令和元年度 決定単価一覧 1 可変側溝、2 片土留型可変側溝、 3 L型擁壁、4 ボックスカルバート	市独自の単価
令和元年7月19日付け岐阜市基維第97号	「①令和元年度 側溝決定単価」、「②平成31年度 街路灯資材決定単価」及び「③令和元年度 交通安全施設資材決定単価」	市独自の単価
令和元年7月19日付け岐阜市建公第81号	令和元年度 ・サバ土等設計単価一覧表、・アスファルト等設計単価一覧表、・RC-10設計単価一覧表、・基礎ブロック設計単価一覧表	市独自の単価
令和元年7月19日付け岐阜	a 令和元年度 上水道管材料単価一覧表	市独自の単価
	b 平成31年度 下水道材料単価一覧表	・市独自の単価

市水上事第 194号		・見積業者名
	c 平成30年度 中道北ほか配水管布設替 工事 金入り設計書一式	・市独自の単価
	d 平成30年度 千代田町1丁目ほか配水管 布設替工事 金入り設計書一式	・市独自の単価 から算出された 金額 ・市独自の単価が 推測され得る合 計額及び単位当 たりの金額
e 平成30年度 大学北2丁目ほか配水管布 設替工事 金入り設計書一式	・市独自の単価 ・市独自の単価か ら算出された金 額 ・市独自の単価が 推測され得る合 計額及び単位当 たりの金額 ・市独自の単価が 推測され得る対 象額及び諸経費 率	

本件各処分の方定の理由はおおむね次のとおりである。

「岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項第4号イの規定に該当するため。

公開しない部分に記載する情報は、契約事務において市が独自に設定したものであって当該情報を公開することにより、市における契約の単価、予定価格等の決定方法が明らかにされるおそれがあり、将来行われる同種の工事等の入札において最低制限価格等を容易に推測される等、反復継続して行われる契約事務の性質上、当該契約事務の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかである。」

また、本件各処分において、非公開の理由がなくなる日を、いずれも「市独自の単価を適用する工事全てが完成する日」としている。

- 3 審査請求人は、令和元年7月31日付けで、岐阜市長に対し、本件各処分についてそれぞれ審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分について、それぞれ工事に必要な単価の公表を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び反論書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 非公開理由に「予定価格が明らかになり、将来行われる同種工事の最低制限価格を容易に推測され、公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼす恐れがある事が明らかである」とあるが、なぜ公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすのか疑問である。
- (2) 予定価格を算出するには単価が必要になり、単価の公表は必須である。
- (3) 国土交通省・岐阜県などは単価を公表している。
- (4) 「予定価格の決定方法が容易に類推されるおそれがある」というが、なぜ類推されてはいけないのか。さらに「最低制限価格についても容易に類推される恐れがある」というが、業者は実行予算を組みその金額が仮に最低制限価格を下回っていた場合、最低制限価格を考慮して金額を挙げて入札しなければならないため、最低制限価格を類推できなければ業者は入札額を決定できない。
- (5) 市独自単価を公表したとして、そこから予定価格を算出し最低制限価格まで誤差なく算出できる事は、経費の計算や価格の端数調整など他にも金額のずれる要素はいくらでもあり、そんなに容易なことではない。

第4 実施機関の主張の要旨

1 弁明の趣旨

「本件各審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 弁明の理由の要旨

実施機関の弁明の理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 市独自単価が公開されると、将来の同種の工事の入札において設計書の作成が可能となり、その結果、本市の予定価格の決定方法及び最低制限価格が容易に推測されるおそれがある。
- (2) 入札参加者が予定価格及び最低制限価格を類推した上で入札することとなれば、入札参加者の強みや企業努力にかかわらず、適正な競争が阻害されるおそれがある。
- (3) よって、反復継続して行われる契約事務の性質上市独自単価の公開は、当該契約事務の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかである。

第5 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、第1条に規定するとおり、知る権利に基づく公文書の公開を求める権利を何人にも保障し、市の行政運営を市民に説明する責務が全うされるよう、市の保有する情報の総合的な公開に関し必要な事項を定めることにより、地方自治の本旨である市民による一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的として制定された。この目的を達成するため、条例は、市が保有する情報の公開を原則としつつ、非公開事由を限定的に列挙している。

当審査会においては、知る権利を保障しつつ、市政執行の上での市全体の利益を著しく害することがないよう、関係条項を慎重に解釈し、判断するものである。

2 本件公文書について

本件各処分の対象となった文書は、「単価表」及び「金入り設計書一式」である。単価表は、工事設計書を作成する際に使用され、設計金額や予定価格の算出基礎となるものである。また、金入り設計書一式は、それぞれの工事を入札に付するに際し、その工事の完成のため必要な価格の総額を記載した計算資料であり、この設計書を基にして、予定価格及び最低制限価格を定めるものである。

そして、本件各処分において実施機関が非公開とした部分は、単価表にあっては市独自の単価、金入り設計書一式にあっては市独自の単価のほか、当該市独自の単価から算出された金額、市独自の単価が推測され得る合計額等である。

3 判断の理由について

本件各処分について、実施機関は条例第6条第1項第4号に該当すると主張しているため、以下検討する。

(1) 条例の定め

条例第6条第1項第4号イにおいて、実施機関は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなものが記録されている公文書については、公開を拒むことができるとされている。

(2) 上記条例における「支障を及ぼすおそれ」が具体的にあるかについては、そのおそれの有無、程度等を客観的・具体的に判断することが必要となる。

ア 実施機関に事務への支障について説明を求めたところ次のとおりであった。

(ア) 市においては、岐阜県（以下「県」という。）の単価表や物価資料にならない資材の単価について、あらかじめ見積書により決定し、市独自の単価と

して当該年度において適用し、積算している。そのうち、使用頻度の高い資材の単価について、あらかじめ見積りを取り、各課でまとめたものが単価表である。

(イ) 市では、県の積算基準を使用して積算を行っているところ、独自単価を含め、工事に使用する資材等の単価が全て明らかになると、設計価格が算出可能となる。

(ウ) 市においては、5000万円未満の工事について、最低制限価格を設定しているが、最低制限価格の算出方法は公表されているため、設計価格の内訳が分かれば、事後公表である最低制限価格も、容易に類推される。そのため、市としては予定価格や最低制限価格を容易に類推できないようにするために、独自単価を非公表としているところである。

(エ) ただし、市では、当該年度の市独自の単価を適用する工事全てが完成すれば、「支障を及ぼすおそれ」がなくなることから、当該年度の市独自の単価を公開している。

イ 審査請求人は、予定価格の設定には根拠が必要であり、いつ・どこの単価・経費を使うか明確にし、業者も算出できるようにすることが妥当であると主張する。

しかし、本件公開請求の非公開部分を公開した場合、以後に行われる同種の工事の設計価格がかなりの精度で類推可能になる。そして、工事の設計価格が類推可能になると、この類推した金額を元に、予定価格又は最低制限価格に近い価格での応札が集中する「同額入札」を増加させ、又はダンピングを助長する等、適正な入札が阻害されるおそれが生じる。

また、国においても、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月9日閣議決定）」によれば、予定価格及びその積算内訳は、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に限って公表すべきであるとしている。

したがって、本件非開示情報は、条例第6条第1項第4号イに規定する市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなものに該当する。

ウ なお、審査請求人は、県の単価が公表されている旨、指摘する。この点について、例えば変更契約の際、県は、変更前の設計金額と落札価格の割合を使用して変更契約を締結するが、市においては、改めて予定価格を設定するとともに、受注業者から改めて見積りを徴取し、変更後の予定価格の範囲内で変更契約を締結している。このような変更契約に関する運用上の相違があ

るにもかかわらず、仮に市が県と同様に単価を公開したとすれば、市の独自単価を使用した材料が含まれている場合に変更後の予定価格が容易に推測できてしまい、変更契約を適正に締結できなくなるおそれが生じる。したがって、県が単価を公表しているからといって、市も単価を公開すべきであるとはいえない。

(3) 結論

以上から、実施機関のした本件各処分に違法又は不当な点はなく、本件各審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第6 審査会までの審査経緯等

令和元年 7月 5日 公文書公開請求
7月19日 実施機関による一部公開決定
7月31日 審査請求
8月 2日 審査請求の補正
9月17日 実施機関による弁明
10月24日 審査請求人による反論書の提出
令和 2年 3月11日 審査会への諮問
6月11日 審査会の審議
7月10日 審査会の審議
8月17日 審査会の審議
9月23日 答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 土 田 伸 也
委員 寺 本 和佳子
三 谷 晋
南 圭 一
松 久 高 利